

## 第7回小美玉市自治基本条例策定委員会会議録

日時 平成19年4月23日(月)午後1時30分～午後4時30分

場所 四季文化館(みの〜れ) 風のホール

出席者 飯島委員長、片田副委員長、笹目委員、山西委員、高野委員、貝塚委員、久保田委員  
緑川委員、菊地委員、春田委員、滑川委員、高木委員、沼田委員、長島委員、百地委員、  
中野委員、石田委員

欠席者 藤枝委員、大越委員

### 1. 前回の確認について

#### 【第6回会議内容及び会議録等について確認】

- ・事務局より、前回のワークショップ内容及び第6回策定委員会会議録の確認結果表・会議録につき、変更・訂正箇所等なく了承された。

### 2. 第1次素案の検討

#### 【W.S同様2グループに分かれて、項目ごとに検討】

Aグループ検討項目 「前文」「総則」「議会」

Bグループ検討項目 「前文」「市民」「行政」

#### Aグループまとめ

前文の2行目「位置は茨城県のほぼ中央」を「小美玉市は茨城県のほぼ中央」に、3行目「霞ヶ浦に面し」を「霞ヶ浦に面する」に、3・4行目の「公害の少ない地域」を「平坦な地域」へ変更。

解説の最後の文の「私たち」という表現をどう位置づけるか議論があったが、総則の第3条第1項第1号及び第2号を用いて、4行目「市長、職員、市民の全てを含めて」を「第3条第1項第1号及び第2号に定める市民と市を含めて」に変更とした。

第2条最後の部分、「この条例を最大限に尊重しなければならない。」という部分をもう少し表現を厳しくしたほうがよいということで「条例に最大限適合しなければならない。」に変更。

先ほどでた「私たち」という表現だが、ですます調で条例を作成した際に「私たち」という表現を使うことが多くなった場合は第3条で、「私たち」を定義として入れてはどうかという意見があり、これは今後「私たち」という表現をいかに使うかによって検討すべきである。

第3条第1項第1号「市内で働く者、学ぶ者、市内において活動を行う企業」を「働く者及び学ぶ者並びに市内において活動を行う企業」と変更。

基本原則、第4条「市民及び市は」という部分を「私たち」という表現にしてはという案もだが、語尾をですます調にするかしないかで変わってくるので、ですます調の場合は「私たち」という表現を使ってはどうか。同条第1項第1号中の「執行機関」という表現を「市」に直し、以後「執行機関」という表現は全て「市」へ変更する。同条第1項第2号中の「市民の市政への参画」を「市政への市民の参画」と入れ替える。

第3条第2号「市」という部分で、人を指すものなのか、機関を指すものなのかははっきりさせるため、事務局側でもう一度検討させていただきたいとのこと。

第3章の市議会では、条文中で市議会・議会と表現が分かれているので、市議会と統一したほうがよい。また第9条議会の責務の後に市議会議員の責務ということで、「市議会議員は市の基本理念にのっとり、市の総合的な発展を考慮し、市議会が前条に規定する事項を実現するよう、誠実に職務を遂行しなければならない。」という文を入れてはどうか。

## B グループまとめ

前文では7行目「私たち自身が」の後に「持続する福祉社会を築く」という文を入れていただきたい。背景としては、今後高齢化が進行していくということで、福祉社会という文言を入れていただきたいということで協議し、ここに入るのがよいということになった。

事務局より訂正箇所ということで、第5条第2項中の「執行機関」を「市」という表現に訂正するとのこと。

第6条第3項で「行政サービスを受ける権利」と責務の中に権利が入っているので、そのままにするのか2つに分けるか協議したが、そのままのほうがよいということになった。

第7条2項で「地域住民の一員であるという認識のもと」の後に「幸福の実現のため」という文を入れていただきたい。

第4章行政の第10条第3項中の「行政運営」を「市政運営」に変更。

第11条2項中の「執行」という表現だが、同条第1項では「遂行」という表現を使っているので2項の「執行」を「遂行」に変え、統一するとした。

第12条を第5章市政運営に入れることとした。同条第2項中の予算の編成とはどういったことを指すのか、事務局側で再度検討するとのこと。

A グループから第6条1項は責務ではなく権利に入るのではという意見があったが、権利へ移すのではなく、表現を変え「市民は基本理念にのっとり、まちづくりに取り組む責務を有する」とした。

#### **4. 次回以降の策定委員会検討内容について**

今回策定委員会で訂正、追加していただいた素案を基にワーキングチーム会議にて再検討し、編集次回開催通知に同封するとした。

また次回の策定委員会は今回同様2グループに分かれて第5章市政運営を分担し検討することと、パブリックコメントを確認するとした。

#### **5. 次回策定委員会の開催等について**

次回開催日時は5月15日（火）、午後1時半開始予定、会場は小川地区とし、詳細は開催通知に明記するとした。